

萩藩における産物帳の編纂過程

田 籠 博

はじめに 方言語彙資料としての萩藩の産物帳関係資料を調査するうちに、それらの相互関係を整理しておく必要が痛感された。この機会に萩藩における編纂過程を明らかにしておくのも今後の研究に有益と考え、数多い現存資料の紹介に重点をおきながら始終を概観してみたい。

本稿の記述の多くは日野巖氏の研究¹⁾に負うが、新しい資料の検討と他国産物帳の調査結果²⁾を参考にした結果、日野氏の所説と必ずしも一致しない結論を述べている。例えば、

- (1) 産物帳下書きを丹羽正伯の内見に供したのは、元文元年二月一〇日であること。
 - (2) 絵図註書帳を完成し、産物帳本帳の清書本と共に江戸へ送ったのは、元文二年一〇月二八日であること。
 - (3) 烏田智庵自序を有する『長防産物名寄』が成ったのは、(1)(2)の間、即ち正伯の内見から絵図註書完成までの間であったこと。
 - (4) 元文三年以降に成った現存の「産物名寄帳」「同余り物帳」その他の資料は、産物帳が完成して江戸へ送られた後に、独自に作成されたものであること。
- などである。従って、既発表の拙稿³⁾に存する誤りも訂正しなければならない。

なお、関係資料の大部分は科学書院の『享保元文諸国産物帳集成』(以下、『集成』) 第Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ巻に収められ、未収の分は山口県文書館(毛利家文庫、県庁旧藩伝来記録)で容易に閲覧できる。『集成』所収の資料には(集成Ⅷ)な

萩藩における産物帳の編纂過程

どと記し、引用記事には巻号と頁数を示した。

産物調査の発端 「有徳院殿御実記」享保一九年（三七四）三月二日の条によると、江戸幕府の老中松平左近將監から大目付宛に次の示達が出された。

けふ令せられしは、医生丹羽正伯貞機に庶物類纂の編集をめぐらるゝにより、国々の産物、其名、其形状をとふこともあるべければ、公領は代官、私領は領主、地頭、寺社領は其主管により、かねてさとしをくべしとなり。正式には次の通りである。

此度丹羽正伯書物編集被仰付、諸国之産物、俗名并其形、其国々江承合申茂可有之候間、正伯相尋候者申聞候様、御料者御代官、私領者其領主且地頭、并寺社領者其支配頭々方可被申渡候以上⁴。

丹羽正伯（貞機、二九〇〜一七五）は幕府の医官を務め、採薬や菜園の経営に功績があった人物である。京都の本草学者稻生若水（宣義）に学び、八代將軍吉宗の命により亡師の跡を継いで類書『庶物類纂』続編の編集に携わった。この「国々の産物」「諸国之産物」云々が諸国産物調査の発端となる。

この示達は諸藩へ廻され、例えば筑前福岡藩は三月二四日付、薩摩藩は二八日付で記録しているから、萩藩へも前後して届いたのであろう。しかし、予告された正伯の「尋」がその年に行われた形跡はない。

調査の発令 享保一九年閏三月一四日、備前岡山藩はか一五藩の江戸留守居が正伯の許へ招かれ、領内の産物（農作物を含む天産物で、加工品は除く）を調査、報告するように求められた。福岡藩と薩摩藩が招かれたのは四月三日である。閏三月から四月にかけて、全国諸藩領の留守居が幾度かに分けて集められたらしく、萩藩もこの頃に招致されたのであろう。⁸ 正伯の要求は「御国中在々浦々鳴々至迄、其所⁹有之品、不残書出可申候¹⁰」という悉皆調査であった。しかも、予め用意した報告書式をその席に回覧させて写し取らせるなど周到なものであったが、出席者からは種々の疑問点が質されたり、調査規模を縮小する上申が出されたりした。¹¹ しかし、正伯は既定の方針を譲らなかつ

たから、諸国の産物調査は正伯が示した枠組みの中で実施されることになった。方言語彙資料として見た場合、「右之品々、常_レ俗語_ニ唱来候分、其通_ニ書出可申候」と命じたのは優れた着想であった。

萩藩の調査開始 報を受けた萩藩では、岡部市郎左衛門を防長産物改役に任じ、同年五月一日には仁保玄珠と烏田智庵を同役に加え、ここに萩藩における産物調査と産物帳編纂事業が開始された。残された資料から見て、岡部を筆頭役として他二人が実務を担当したと思われる。

調査すべき範囲は長門国、周防国の全域であり、藩府を長門の萩に置く毛利家本藩と、これから分かれた周防国都濃郡の徳山藩、同じく長門国豊浦郡を領した長府藩、長府藩から出た清未藩からなる。周防国玖珂郡を領した吉川家の岩国藩も萩藩の支配内である。本藩の直轄領（御本手領）は宰判（才判）という行政単位に分かれる。長門には八（当嶋、浜崎、奥阿武郡、美祢郡、前大津郡、先大津郡、吉田、舟木）、周防には九（山口、小郡、三田尻、都濃郡、徳地、熊毛、山代、上ノ関）の宰判が置かれ、「地下」と総称された。

調査の手順としては、各支藩と地下の担当者（産物方）の選任、彼らに対する調査内容や方法の説明、实地調査、報告書（産物名寄帳）の編集および萩への提出、産物改役による鑑定と分類整理に基づく国別産物帳の編集が行われたはずであるが、記録は残っていない。元文二年『長防産物名寄』の烏田智庵自序が唯一参考となる程度である。

（前略）訴官長而後、飛羽檄急告県令。是故、二州人民、送名物夜以次日、或荷之或袖之、来而聚官府、不可極焉。実借虎威者也。竊詮定諸家之説、為之図絵、使人驗其草木根茎花実之徴、与玉石金玉虫魚飛走之状、以弁其真贋、而易知焉。凡有異名者取其俗称、註之目錄各条下（後略）

地下の担当者が持ち寄った産物（名物）を役所に集め、本草書の所説や絵図（図絵）、形状（徴状）の説明によって鑑定し、地名（異名）としての俗称を書き留めたとある。これによると、地下産物方の任務は草木を採集して萩へ出すだけのように見えるが、実際には独自の作業を行っていたはずである。仮に判定困難な産物の一部を産物改役に鑑定依頼したとしても、結果を報告書にまとめるのは産物方の務めである。長門にはそのための見本があった。

報告書の見本 『長門国産物』（毛利家文庫、産業7）という四七丁の冊子が残っている。成立事情は不明であるが、内容構成から藩の産物改役が用意した報告書の見本と思われる。各分類の記事末に「右此外之品々下ヨリ申出之上書記可申候事」とあり、鳥之類では「尤右之内渡鳥之類も御座候得共、於夏先卵をかやし候分は、地鳥同様調申候事」と追加指示のあることが目的を表している。

この中に興味ある付箋（付紙）が見える。意味不詳の「うま／＼どう」を例示した次の記事である。

ケ様之類は広く諸国ニテハ、不唱名ニテハ、候故、何れも江戸辺ニテハ、何、京都辺ニテハ、何と申儀、御書添可被成候。万一夫も知レかね候ハ、絵図ニ被成、莖葉花実并大小時節之註書キ御書添、別ニ本ニ御認可被成候。何レ之郡ニ不限、惣躰此例と御認可被成候。勿論、何国とも多く唱候名は、不及其儀候。（16丁裏）

「何レ之郡ニ不限」とあるから、長門の地下全体に対する、実行困難な要求である。そもそも一地域で常用の産物名が広く諸国に通用するか否かは自明でないし、辛判が独力で当該産物の江戸、京都における名称を調べられるとは思われない。だとすれば、「絵図」「註書」の作成を免れるために、産物そのものを産物改役の許に持ち込んで鑑定を請うのは当然で、智庵の序文にいう「二州人民、送名物夜以次日、或荷之或袖之、来而聚官府、不可極焉」という事態に至ることは避けられない。地下に対する指示の付箋は鳥之類にも、「鶴 鴈 鳧 鳧」を掲げて、「右三色献上ニ相成候物色と相見ニ候故、此断差除候事」（37丁裏）とある。献上物は別記するという正伯の指示を伝えたものである。

見本に記載された産物は約五二〇種である。例えば木類八四種、草類一三六種という数は、単なる書式例ではなく、報告内容の標準を示す意味も兼ねていたと思われる。また、「女貞 ネズミモチノキ ねずみぎ共 ねずみてふとも申候」と木類の六種、草類の二四種に異名（俗称）注記があり、これに穀類の品種名を加えた七〇〇余りの産物名例示は、産物改役の準備調査があつて初めて可能である。地下の粗放な調査を戒め、再調査を避ける工夫である。長門国内の産物報告書と見本の関係は今後の検討を要するが、長府藩と清末藩には明らかに影響が及んでいる。見本には周防にしか例のない産物が載っており、所載の特異な字音語形が徳山藩に見えるから、類似内容の見本が周防に対しても用意されてい

た可能性がある。¹⁷⁾

岩国の報告書提出 調査開始から約一年後の元文元年（二七三）四月二十九日に、岩国藩から領内産物の報告書が提出された。『周防岩国吉川左京領内産物并方言』（集成IX）と題された上下二冊、四百丁を越す大冊である。¹⁸⁾ 編集担当者は飯田道瑠と藤岡忠兵衛といわれる。恐らく「周防国産物帳」の主要部分を構成するだけでなく、萩藩の重要な参考資料にもなった報告である。

岩国藩の報告が重視された背景には、担当者の一人である飯田道瑠（二九〇〜一七五）の学識経験の豊かさが関係する。日野巖氏によると、飯田道瑠は正徳二年（二七三）に京都へ上つて山脇玄修に医学を学び、本草学を丹羽正伯と同じ稻生若水に学んだ。享保五年（二七三〇）に江戸へ赴き、翌六年二月から六月まで正伯らと畿内諸国に採薬し、七月から八月には上総、下総、常陸、出羽、陸奥へ採薬旅行を行い、その功により御家人医に登用された。同七年九月に岩国へ帰郷してからは藩主に侍医として仕え、同一一年四月には岩国領内の薬草を調査している。京都で修めた学識、採薬旅行で培われた産物調査の実務経験、岩国周辺の産物に関する予備知識を備えていたのである。

岩国の報告書が重視されたことを裏付ける資料に『岩国御領産物問合之覚』（集成IX）がある。萩の産物改役が報告書の内容について質問した事項の覚書で、産物名表記の典拠や分類基準などを『本草綱目』『大和本草』『和漢三才図会』『救荒本草』の所説と約六五〇項目にわたって比較した詳細なものである。これは岩国産物帳の見出し約一一〇〇種の過半である。「正字」（漢字表記）の典拠を照合した四二七項目（うち『大和本草』との一致が三九七）を加えれば、細大漏らさず点検したことが分かる。成立時期は、初めに質問の趣旨を説いた箇所に、

いつれも付立相調、正伯老内談を請、図註入可申候哉否之段申来候上、清書相調申御沙汰ニ御座候。（IX二七五P）と記す所から、産物帳をいったん編集して正伯の内見に出す以前、即ち元文元年一月以前と推定される。表記の整定が中心であるから、完成間近の秋頃であろうか。

覚書の作者が烏田智庵かどうかは確証がない。¹⁹⁾ 『大和本草』『和漢三才図会』所載の動植物で仮名表記か漢字表記か

を較べたのが三七〇項目、書籍に典拠ある表記か通用表記かを尋ねたのが一〇〇項目、他書との分類の相違に関する質問が一八六項目という内容を通覧すると、本草学を正式に学んだ智庵の経歴から見てやや水準が低いように思える。岩国の報告書に存する「草花譜、食物本草、群芳譜」の典拠注記について、「食物本草」書、爰元^二無御座候間、委細被仰下候」と教えを乞うているが、智庵の学識がその程度であったのかどうか問題になる。(ちなみに、この書名注記の大部分は後の「周防産物名寄」にそのまま踏襲されている。)

支藩と地下の報告書提出 同し頃に徳山、長府、清末の各支藩も報告書を提出している。

周防国都濃郡徳山領産物附立 (徳山藩、集成IX^{冊三})

毛利岩之丞領分長門国之内豊浦郡産物 (長府藩、集成X)

長門国之内毛利讃岐守領内産物覧 (清末藩、集成X)

いずれも成立時期や編集担当者は不明である。総じて、独自の価値は認められるものの、記載項目が少く、異名の注記も貧弱で、岩国と較べることはできない。ただ、支藩の産物は原則としてすべて産物帳に採用する方針があつたようで、地域的な広がりを知るためには有効な資料となる。

不思議なことに、本藩領内の各宰判から提出された報告書で、この時期に作られたものは一部も残っていない。郡名や宰判名を冠した現存の産物名寄帳は、すべて元文三年以降の編集に係り、しかもイロハ順配列という特異な内容のものばかりである。これについては後に述べる。

具体的な作業経過が不明なのは遺憾であるが、支藩と地下から寄せられた産物報告書に基づいて、「長門国産物帳」「周防国産物帳」の編集をひとまず終えたのは、元文元年一月二四日以前のことである。

正伯の内見と絵図註書作成の事前折衝 『丹羽正伯老え産物之儀問合之覚』(集成VIII)と題された萩藩の江戸留守居見玉市之助の覚書がある。「公儀人見玉市之助が産物付出帳の提出に際し、丹羽正伯へ付届をして内見を頼んだことの経

過を書き留めたもの」(毛利家文庫目録)である。末尾の年記「二月十日」を目録は「元文三カ」とするが、元文二年が正しい。内見依頼の経過報告から始まるのは事実としても、主たる内容は内見以後に正伯が要求した絵図註書作成に関する折衝記録である。つまり、それが完成した元文二年十月以前でなければならぬ。

この覚書は具体的に重要な内容を有している。まず、冒頭に「御両国産物之貳冊、旧冬十一月廿四日請取之」とあるから、萩藩の産物帳が江戸に届いたのは元文元年一月二十四日と判明し、国元ではそれ以前に完了していたことになる。届いた産物帳は事情があつてしばらく留め置かれ、二月八日に井上因碩を介して音物(正伯へ羽二重、正伯の弟正因²³)と弟子田村益庵(金子)を贈つた後、漸く一〇日になって見玉市之助が正伯の許へ持参している。正伯へ面会を申し出たが「御用取込」のため叶わず、正因に挨拶を済ませた。そのとき一つの指示を受けている。一つは献上品を産物帳末尾に記すことである。正伯の書式にあつた「別段²⁴相記」を、国元では別紙記載と解していたからである。いま一つは絵図註書(以下、「図註」と略)を作成することである。産物帳(以下、絵図註書帳に対して「本帳」と呼ぶ)とは別冊にして、片面ずつに絵形と註書を記し、本帳にその旨肩書きするように求められた。ありあわせの青山大膳亮(丹後国宮津藩)領内絵図帳を参考として見せられている。

数日後、○や△の印が書き込まれた本帳(後の清書本に対して本帳「下書き」と呼ぶ)を受け取る際に、再び次の指示が与えられた。

- 一 付紙²⁵丸点山形之験、委曲書記被越候事。
 - 一 此本書、朱丸点²⁶致シ来候は、絵形之分²⁷候事。
 - 一 三角之験は絵形²⁸不及、註書計²⁹相済申之由御座候事。
 - 一 此二冊之上紙³⁰殿様御名留守居、肩書³¹御調、見玉市之助と書付、差出候様³²と之事。(Ⅷ二〇三p)
- 同年十九日、暮六ツと時刻を指定して正伯の許へ招かれ、さらに具体的な折衝が行われた。前置きに、本帳での片仮名使用が褒められている。他藩の平仮名を用いたものは、片仮名に改める手間を要したという。さて、正伯が指示した六箇条のうち図註関係は次の三条である。要点を摘記すると、

- ① 図註を要する丸点の産物であっても、江戸在勤の家来衆に尋ねて江戸の名称が判明した分は、それを書き留めた帳面を別に出せば、図註を省略してよい。
- ② 註書は別冊に仕立てる必要はなく、二冊の本帳へ細字で書き込めばよい。長い註は付箋に書き継いでもよい。
- ③ 当秋（元文二年のこと）に入用であるから、草木や魚鳥など実物の写生に時間を要する場合は、草木類は住人の説明で描き、動物類も同様にしてよい。絵図が間に合わない場合は、註書だけでも先に提出すること。

（Ⅷ 110頁～1110頁）

というものである。②の書式は前の正因の指示と食い違っている。²⁷③の作図における便宜策の提案は、安易に実行すれば図註の意義を失わせかねない方法であるが、²⁸滞りがちな諸藩の進捗状況に対する一種の妥協である。正因は後日、堀部因察なる者を介して絵図註書の実例一枚を市之助へ届けている。²⁹

児玉市之助は早速宮津藩へ絵図帳控えの借覧を請うたが、手許にないと断られている。松平兵部大輔（越前国福井藩）の邸に絵図があることを聞き、留守居坂田七左衛門へ依頼した所、折りよく国元から届いていた一冊を借用することができた。宮津藩と同じように片面に彩色絵図、片面に註書という形式であった。佐和随友に模写させている。

これと並んで、図註の数を減らす努力が払われた。³¹指示の①にあつたように、江戸の名称が分かれば省略できるからである。覚書はその次第を

最前正伯老被申候丸点之内、爰元^{ニテ}之名相知候は不及絵図と之儀^ニ付、書拔候て、八百屋万屋万右衛門、肴屋河内屋市十郎、右両人数年御出入仕者^ニ候故、咄伝聞伝にて、御国許^{ニテ}は何と申、江戸^{ニテ}は何と申と之分り、少々答問候^ニ付、私小^{（不明）}呼寄書拔之内読聞せ候得は、少々相分り候分有之。（Ⅷ 111頁）

と記している。不明箇所があるが、印のある産物の「書拔」を作り、藩邸出入りの八百屋と魚屋に「咄伝聞伝」で国元の産物を説明して該当する江戸名を尋ねたが埒があかず、児玉が直々に読み聞かせてようやく少々得る所があつたという。

判明した江戸の名称を添えた書抜き二冊と本帳下書きを携えて、元文二年正月二十九日に再び正伯に面会している。

「本書^え消点御懸被下候様に」(VIII二三p) 依頼するためである。二月二日に受領に赴くと、江戸名で諒解された産物は本帳の丸点に墨点を、書抜きには朱線を掛けて消され、代りに本帳へその旨(江戸名を)書き加えることとされた。しかし、市之助の期待とは異なり、該当する産物すべてが免除されたわけではなかった。³³⁾ 別の日には、長門と周防に重なる産物は一方の絵図だけでよいかと問い合わせている。

長門産物の部^ニ有之候名目、周防の帳^ニも有之候。是者一方計の絵図^{ニテ}可相澄哉の段、付紙^{ニテ}問合候処、朱書を以、一方計^{ニテ}相澄申之由書入候て被差越候事。(VIII二三p)

この「付紙」は別資料『御内見之覚』(後述)の中に「チナイノはね紙写」として残っている。

長門之部^ニも有之候。別本^{ニテ}無御座候は、一方計之絵図^{ニテ}可相済哉。此外右^ニ准シ、両国同名有之候は、別種^{ニテ}無之候。其一方計之絵図^{ニテ}可相澄と存候。一方^{ニテ}相済候。(VIII九三p)

覚書は江戸で直接督促される立場から、次のような切実な要請で結ばれている。

絵形一同^ニ被差登候ては隙取申事^ニ候。絵形の儀、追々出来次第、二冊^ニ成共三冊^ニ成共御調被仰付、先一冊つゝなりとも被為差登候事。(VIII二三p)

図註の準備折衝は以上で終り、本帳下書きと書抜きは二月一〇日もしくは一日に萩へ送られた。

なお、産物帳関連の書状、覚書類を集めた『丹羽正伯一件』(集成VIII)所収No.8書状(二月一〇日付)は、児玉が萩の産物改役三名に宛てたものである。多忙な正伯への面会が難しいことを述べた条に、

正伯老相對之儀も、御用取込、殊之外六ヶ舖御坐候。昼之内ハ、弟子中拾人計も相集り、産物御用取込故、漸隙を乞合、朝之内、夜中杯、致相對事^{ニテ}、別而こまり入申候。(VIII二七p)

正伯が一〇人ほどの弟子を使って、各藩から届いた産物帳を処理していた模様を書き留めている。下書きを数日点検しただけで図註を要する産物が指定できたのも、彼らの働きがあったからであろう。

右に『御内見之覚』として引いた資料は、正しくは「周防長門産物丹羽正伯老へ不被差出御内見之覚」(集成VIII)であり、「正伯が内見した時入れた〇△印のヶ所を補正した部分の控。ただし、絵図は省略されている」(毛利家文庫目録)

という覚書である。江戸から送られて来た書抜きを写し、消点の有無と萩における処置結果を記録したもので、長門と周防の二分冊を合冊してある。絵図は最初からなかった。記載された産物は周防分一〇〇種と長門分一四一種で計二四一種である。³⁵江戸の名称注記があるのは四〇種、そのうちの二八種に抹消線が加えられている。両国で重複するために一方の図註が省略できる「チナイ」など一三種を加えた計四一種が除外され、結局二〇〇種の産物が図註の作成対象となる。

萩における絵図註書作成 前年の本帳の場合と同様、図註作成の具体的経過が不明なのは遺憾である。ただ、残された資料から多少は推察が可能である。

周防では例によって岩国藩の存在が問題になる。岩国関係の資料に成立年不明の『吉川左京領内産物附出之内図註可入否之品覚』（毛利家文庫、産業25）がある。菜類以下各類の産物一七五種³⁶を記したもので、最後に「右之内、図註入候品御座候ハ、追而被仰聞次第相調差出可申候」とある。この文面では岩国藩が自発的に図註の候補産物を示したように解され、しかも正伯が周防について要求した数より遙かに多い所からすると、前年の周防国産物帳下書きの編集段階で、実物を提出する代わりに、鑑定の参考とする図註の作成を申し出たときの控えかも知れない。

徳山藩における『徳山図註物』（集成IX）も同様の資料である。二四種³⁷が載っているが、『集成』解説が指摘するよう、これらは正伯が求めた図註とは直接関係がない。やはり前年に萩へ出した図註の目録と思われる。

『御内見之覚』の記事によると、岩国藩は必ずしも萩藩を通じての正伯の要求通りには図註を作らなかつたようである。

但図註好来得共、註書計岩国も出候故、註書差登候。(VII 1001P)

但図註好ニ付、図註之儀岩国申達得共、註書計出ルニ付、註書差登候事。(VII 1005P)

一種は図註の要求に対して註書しか提出していない。蛇類「山シブ」は江戸名「山カシ」を添えながら、なお絵図が求められたものであるが、

但、右之通江戸方言付^キ候ても図註好ニ付。(中略)尤、図註好ニ付、岩国申達候得共、絵形不出、註書計出候ニ付、註書差登候事。(Ⅷ一〇四三p)

と理由もなく註書で代えている。もちろん、同じ蛇類の「ケタモチ」のように、

但、右ケタモチえ図註好ニ付、図註之儀岩国え申達候得ば、ケタモチは鼠トリ之方言ニ付^キ申之由^{ニテ}、鼠トリ之註書計出候。(Ⅷ一〇四四p)

と理由を付した例もないではない。いずれにせよ、岩国藩の独断による対応があつたわけで、産物改役としては「丸点^{ニテ}図註好来候、註計」と不本意な結果になつた。

所が、いったん作られた岩国藩の図註は、萩藩をも差し置いて優先的に採用されることになつていた。

但長門周防^{ニテ}図註好^{ニテ}候得共、防長共^ニ同物ニ付、岩国之チナイ図註差登候事。(Ⅷ一〇六p)

但周防分^ニ之平草ト同物ニ付、周防分^ニ之岩国平草之図註差登候事。(Ⅷ一〇六p)

一般に、長門と周防が同物の場合、同名同物であれば周防の図註が長門へ綴じ移され、異名同物の時は長門の図註で代表させるのが原則である。例えば、周防の「チナイ」には「絵形長門分^ニとち添有之」(Ⅷ九五p)と記され、同じく「コマシデ」には

但、長門ノシデト同物ニ付、此コマシデ図註不差登、長門ノシデ之図註差登候事。(Ⅷ九六p)

とある通りである。しかし、重なる相手が岩国の場合だけは、例外的に岩国藩の絵図が代表の座を占めるのである。

元文二年一〇月二八日付の『周防長門産物江戸被差登候註書扣』(集成Ⅷ)は、この日江戸へ送つた周防と長門の絵図註書帳の註書控えであるが、周防分九四種の内「岩国図(註)」を採つたものが三四、「岩国註(書)」が二で計五六種と記している。(それに長門分と重なる「岩国図註」が六種ある。)周防国の産物の約七割が岩国藩の報告に基づくと推定されるから、比率が高いのは当然といえるが、図註の作成は本来萩藩が遂行すべき事業のはずである。まして、長門国分まで支藩の岩国のもので代表させるとは、奇妙な方針といわなければならぬ。

ここで、やや詳しく分かる長門国内の事情を見てみたい。『長門産物之内江戸被差登候地下図 正扣全』(集成Ⅹ)

という絵図資料が残っている。成立は元文三年五月以降であるが、収める絵図は前年中の絵図帳の元になった原図である。

これによると、長門の絵図作成はあくまでも藩の責任で産物改役中心に行われ、宰相ごとのまとまった絵図帳は存在しなかったと思われる。内題に相当する所に

長門産物之内、絵形江戸被差登候品々、地下_并現物差出、或地下_并地下人演況等を以、絵形書留置候扣図

(X六三p)

とあり、前書きにも

此扣図、諸郡_并現物差出生写、或現物有之時節_{ニテ}無之品は絵形を以差出写も有之、又ハ地下人演況を以此扣図相整候。(X六三p)

と、『長防産物名寄』の烏田智庵自序に類似した内容を記している。産物改役の許に集めた実物(現物)を写生(生写)するのが原則で、宰相から出させた絵図(地下_并図)を写したり、口頭説明(演況)で描くのは補助手段である。指摘しておきたいのは、防長同物の絵図説明に山口、小郡といった周防所属の宰相名も見えるから、実は、長門に限らず本藩領内ではこのような方法で図註作成が行われていたと考えられることである。本藩直轄領と岩国藩が並行する形で作業が進んでいたことになる。(長府藩と清末藩については言及がない。)

前書きは図註帳の成立段階も明らかにしている。

此図を以、中扣之絵図相整、註書をも書添相成分、別紙一冊有之候。江戸被差登候絵形_ハ、中扣之図を以相調、被差登候事。(X六三p)

原図に註書を加えて「中扣」を作り、それから元文二年一〇月に江戸へ送った長門国絵図註書帳を調整したのである。従つて、この控えの形状や彩色は完全ではなく、正確には「江戸被差登候清書扣」を参照する必要があると断っている。どこまでも「後年之證拠扣_ニ相成候事」(X六三p)が目的だからである。

所載の各図には必ず「右当嶋生写」「右大津郡生写」「右奥阿武郡生写」と出所注記がある。実物の写生が大半である

が、「右先大津地下図を以調之」「右吉田地下図を以調之」のように地下図を転用したり、「右実葉生写、花地下図を以調之」「右当嶋実葉生写、花は美祿郡地下図を以調之」と写生と地下図を併用するなど、前書きにいう通りである。口頭説明によると記すのは、写生と併用の形で一例あるに過ぎないから、便宜策は採らなかつたようである。花の実物が得られずに「造花」を用いて清書した例も一つある。

特に注目すべきことは、先の岩国藩を別格に扱う方針への言及が「チナイ」の条に見えることである。

然らば防長同物之品、長門分差登候歟、又は防長之内^{ニテ}いづれぞ御本手領之分を諸国註^ニ及、可差登処^ニ、其段^ハ差除^キ、岩国分差登候儀、此已後御不審之儀も可有之御座候へ共、ケ様之儀^ハ、都て図註仕立之時分、御当職所^{ニテ}申請之上、防長同物之内岩国分と同種之類^ハ、岩国分差登可然との御事^ニ付、老筆之類^ハ其通被仰付候。尤周防之内^{ニテ}外之郡々と長門同物之種^ハ、不残長門分被差登候事。(X六ハ、P)

傍線部が問題の箇所である。「御当職所」が何を指すのか曖昧であるが、少なくとも実務担当者の意向とは無関係に定められた方針であつた。「図註仕立之時分」に「申請」けたとあるから、江戸の事前折衝で丹羽正伯から示唆を受けて決定された方針ではないだろうか。飯田道瑠の能力を知悉していた正伯が、岩国藩の報告を重んじるよう忠告したと推測しても、あながち乱暴な話ではないと思う。「此已後御不審之儀」云々には、産物改役の不本意な思いが垣間見えるように感じられる。

『長防産物名寄』の成立 図註の作成が進行している頃、産物改役の一人烏田智庵の元文二年六月一五日付自序を備えた『長防産物名寄』(『両国本草』)が成立した。「長門産物名寄」と「周防産物名寄」から成る本書を智庵の著作と見るのは当たらず、日野巖氏が「編述」と指摘されたように、各地から集められた産物報告の集大成であり、産物帳編纂過程における副産物と位置づけるべきである。両者の具体的な比較を通して、筆者もこれを確認した。実は、智庵自身が自序を「享保乙卯夏、相府教官医正伯、撰本邦物産」と書き出して、正伯の諸国産物調査の一環であることを明らかにしている。「両国本草自序」といい、「予名之謂両国本草」とあるために智庵著作との誤解を生んだようである。序

文の終りに「謂名物、不謂性味其。概比大和本草」というように、貝原益軒の『大和本草』に倣って動植物名を列記した産物帳にほかならない。

鳥田智庵（貫通、一六九〇一七二〇）の伝記は田中助一氏に調査がある。藩医智庵正通の第四子として元禄二年一二月に生まれ、正徳六年（一七二六）二八歳で京都に上つて外科の浅井周勉門に入り、傍ら本草学を稻生若水門下の松岡玄達（恕庵）に約一年間学んでいる。その後長崎を訪れたり、江戸に約三年間（二度）在動している。「長門産物名寄」に多い考証的注記に「須知」として引かれた書が、島田勇雄氏の推定通り松岡玄達の『用薬須知』を指し、同じく「師家覚書」「先生家覚書」も玄達門での修学の成果とすれば、その点に智庵の個人的関与の跡を認めることができる。（仁保玄珠（一六五〇一七〇〇）も藩医の家に生まれ、医学と儒学を学んでいるが、本草学をどこで学んだのかは知られていない。）要するに、本書は産物帳として追究されるべきで、智庵の考証を含む『両国本草』としての検討はその後に位置する。江戸から返された本帳下書きを備忘のために写し、長門分を中心に若干の注記を加えた私的な編著と見なされる。筆者が従来から『長防産物名寄』と呼ぶ所以である。

「周防産物名寄」の成立は既に検討した。その際に言及しなかつた関連資料に、玖珂熊毛郡および三田尻、小郡、山代、山口各宰判の「産物名寄之内余り物帳」（集成X、山口は未収）があることを補っておく。いずれも元文三、四年の成立で、玖珂熊毛郡には「産物名寄帳」が残るから別として、他はこの「余り物帳」が唯一のまとまった資料である。また、岩国藩と同様に、徳山藩の報告が周防国産物帳でどう扱われているかを記した『周防国徳山御領産物付立字違類達之分』（毛利家文庫、産業23）も残っている。なお、周防の産物に長門方言が注記された例について、前には図註の見出しを転記したと述べたが、準備段階から両国間で異名同物の照合のあったことが分かっているから、そう考える必要はなく、本書と絵図註書帳の先後関係の問題も生じない。

「長門産物名寄」の成立も別稿に譲る。岩国藩の影響が著しい周防と異なり、見本『長門国産物』の存在から分かるように、長門では産物改役の主導によって調査が進められたと考えられる。長府藩と清末藩の「産物覚」、浜崎、舟木宰判と前大津郡、先大津郡の「産物名寄帳」が現存し（集成IX、前大津郡は未収）、浜崎、舟木、前大津、先大津の

「余り物帳」(集成X)が残っているから、周防よりも地域的な広がりがある。結論としては、周防と同じく元文元年の本帳下書きに基くことを確認し、併せて、現存する各宰判の産物名寄帳が元年の産物報告のままではなく、清書本産物帳に記載された産物をイロハ順配列に編集したものであることを明らかにした。従って、長門産物名寄と較べた場合、各産物名寄帳がそれ載っていない産物を含んでいる事実が認められた。

本書全体の構成上の問題としては、両国の間で分類が食い違うことと、その配列が産物帳の書式から外れることを指摘しておきたい。(両国とも冒頭目録と本文とは相違するから、本文に従って述べる。) 分類の違いとは、長門が貝類と甲類を分けるのに対して、周防は介類だけで甲類がなく、逆に、周防が竹類に「附笹類」を設けるのに対して、長門はそうしていない。些細なようだが、基本的な分類法でさえ両国が一致しないのは、元来別個に編集されたことを何より物語っている。また、正伯が示した産物帳の書式では、

穀類 菜類 菌類 瓜類 菓類 木類 草類 竹類 魚類 貝類 鳥類 獸類 虫類 蛇類 辺土之百姓給候物
金土石類

という配列であったが、長門を例にとると、

魚類 貝類 甲類 鳥類 獸類 虫類 蛇類 菜類 菌類 瓜類 果類 木類 草類 竹類 穀類 土石類
平年荒年土民食用類

となっている。穀類を主要記事の最後に置き、菜類から竹類までを蛇類の後にした結果、前半が動物類、後半が植物類と二分された恰好である。この配列が烏田智庵の創案かどうかはともかく、さりとて産物帳の書式と全然無関係でないことは見る通りである。

本書に記載された産物の検討は今後の課題であるが、それ以前の問題として、見出しの立て方や細分類に疑問があったり、同名異種や異名同種の整理に徹底さが欠けるなど、編集上の問題も多い。とはいえ、「長門国産物帳」「周防国産物帳」が見出されていない現状では、本書を萩藩の産物帳に準じて扱う外はない。

これまで引用した「長防産物名寄」を所蔵する国会図書館には、「両国本草」として登録された別本が存在する。⁵⁴日

野巖氏が「丁数が少なく、内容的にも異同があるから、或いは智庵の初稿本であるかも知れない」として紹介されたものである。しかし、書名が「両国本草名寄」（凡例）「両国本草」（自序）「両国産物名寄」（本文内題）と一定せず、書写年も明らかでないなど、智庵の初稿本とするには問題がある。『長防産物名寄』と内容が異なるのは、同書の凡例に、

一 本書、長門産物、周防産物、名寄両編アリ。今両国産物同物多シ。故二一同二記之。然氏不同、或ハ一邦二有、一邦二無キ類ハ、長或ハ防ノ有物ニ、其印ヲ書ス。

○長州印 □防州印

一 此書、專両国産物ノ名寄ヲ本トス。故漢字ハ必正字本名ヲ改正シテ記スルト見エズ。タトヘバ海膽ヲ雲丹ト記セル類、用來レル字ナレバナリ。（割注略）和名俗名方言ヲ本トス。

とある通り、「長門産物、周防産物、名寄両編」に記載されている産物を一覧するために、長門の記事を中心に総合再編したものであるから当然である。「正字本名ヲ改正シテ記スルト見エズ」と当事者の智庵が書くであろうか。⁵⁶『長防産物名寄』には見られる序文中の「君命」の平出がない、誤写、誤記が目立つ、地名「大坂」「大阪」が混用されているなど、少なくとも現在の写本は後年の書写と認められる。

産物帳清書本の送出 正伯から求められた絵図註書帳と本帳清書本が完成し、関係資料を添えて江戸へ送り出されたのは元文二年一〇月二八日である。その内訳が『産物帳面並図註江戸被差登候節目録』（集成Ⅷ）に記載している。原表紙に「元文貳己十月廿八日 帳面并図註え相添候目錄扣」と記され、内容は次の通りである。（番号は私に付した。）

産物帳面并図註江戸被差登候節目録

目録

① 長門国清書 二冊

⑨ 図註四枚 巻冊ニ
⑩ 岩国図註写巻冊

② 同 図註 巻冊

外

内見物

③ 朱丸点写 巻冊

④ 同 本書 巻冊

⑤ 周防国清書 二冊

⑥ 同 図註 巻冊

外

内見物

⑦ 朱丸点写 巻冊

⑧ 同 本書 巻冊

⑪ 岩国産物砥石覚書巻冊

但御用所より同一差登候事

⑫ 正伯老御問合之覚書勿紙

相成分巻冊

御当職より主殿之御添状巻通

以上

右目錄 辻^{へママ}

⑭ 外に兒玉市之助方へ岡部

市郎左衛門方之添状一通

右之通目錄相添差登候事

右のうち今日まで残るのは②③⑥⑦⑫⑬である。⑫は現物かも知れないが、他はすべて国元に残すための控えである。現存しないものうち、④⑧⑨については後に触れる所がある。⑩岩国の図註写が載っているのは注意される。

絵図註書帳の②⑥は『長門国産物之内絵形』『周防国産物内之絵形』（集成Ⅷ）として現在武田科学振興財団杏雨書屋と萩市立図書館に分蔵されている。前に引いた『地下図扣』に「江戸被差登候清書扣」とあったものである。彩色された見事な絵図で、木類では葉の原寸近い参考図を添えている。正伯の意図した通り、今日にあつても厳密な種類の判定には不可欠なものである。周防分に絵図なしの註書が多いが、既述のように岩国から絵図が提出されなかったためで、その旨の断り書きがある。ただ、註書が『註書扣』と一致しない例も見出され、問題が残らないわけではない。③⑦は兒玉市之助が作った抜書きとして前に紹介した。⑫も『問合之覚』として詳しく言及したが、それは兒玉市之助の覚書の部分である。指示を含む条には萩での措置を記した付箋があり、「勿紙」はそれを指している。⑬は『元

萩藩における産物帳の編纂過程

文二年産物図註就被差登御状写」(集成Ⅷ)として残っている。それに引く一〇月二二日秋到着の児玉の書状には、

此節御用ニ御座候処未不差出候、早々可差出由、頻ニ催促御座候間、何とそ当月中、不残其許差越候様可致沙汰由
(Ⅷ九三P)

と、將軍の「御用」をちらつかせた頻りの催促に困惑する児玉の切迫した要請が書かれている。正伯は七月頃から他藩へも威圧的な催促を行っているから、完成を急ぐ事情があったようである。この書状を受け取って六日後に、慌てて送り出されたものである。

右の目録に見えないものに、前に紹介した『周防長門産物江戸被差登候註書扣』がある。これは「周防分」と「長門分」の「産物江戸被差登候註書扣」から成り、各々の冒頭に「元文二巳十月廿八日」とあるから、元来はこの時の図註控えのほずである。所が、現存本は少なくとも翌三年五月以降の成立と考えられ、内容的にも色々と問題がある。時期が前後するが、ここで検討しておこう。

この控えには註書の写しだけでなく、絵図の選択や註書を調べた経過が書き留められている。いわば内幕の事情を伝える経過記録の中には、絵図註書帳の資料的信頼性に関わる重要な問題が見出される。

ヲニトキ

ス、モクサ托

畠ニ四月比生シ、夏草也。高サ六七寸位、秋花実ヲ生シ、ソハノ如ク、惣而如図。

但、ヲニトキハツルボニ重りの様ニ相見候ニ付、三田尻方差出候ス、モ草ヲ懸替ニクヲニトキニ相備候。夫故ス、モ草ハ方言ニ付ケ候。向後、ヲニトキ御用之節ハ、三田尻ス、モクサを出させ、ヲニトキと相唱へ候事。(Ⅷ八四P)

右の三行目からが経過記録である。周防の草類「ヲニトキ」の図註を求められたが、それは「ツルボ(モメラの異名、サンダイガサ共)」と実は同物で、その図註は求められていないから、三田尻宰判の「ス、モ草」を「ヲニトキ」と称して図に描き、代わりに「ス、モ草」を異名(方言)として添えたと記している。(正伯から)再度尋ねがあったときの対処法まで記している。同じ趣旨の記録が周防に他一例(貝類「セコツマ」、長門にも三例(木類「イヌホウ

シ)、草類「ワロウヘナカセ」、介甲類「ユヒ」あるから、少なくともこの五例については、図註のままを信じるこ
とができない。内見に出した本帳下書きの編集が十分でなかったのが直接の原因であるが、そうであれば、なぜ事情
を説明して絵図の免除を願ひ出なかつたのかと思われる。

一方、清書本完成以後に補充調査が行われた例も記されている。長門の木類「カナクソ」の註書には「花実不知」と
記したのであるが、

但、右之註書ニ花実不知ト相調差登候。花実之有無讚談之折柄、実有之由ニマ、当月ニ前大津より現実差出候。花
も可有之と地下え申遣候内、帳面差急ニ付、右之通花実不知と先相調差登候。追て花実之儀、江戸方とひ来候へ
ハ、今一往地下え申遣、其趣を以申登可然候事。(VIII六三P)

と、完成を急いだために行き届かなかつた調査を補っている。また、産物改役自身の観察を註書に反映させていた例
が、長門の草類「ハルタマ」の注記に見える。

ハルタマ

庭園杯ニ春生ス。四季草ナリ。高サ三四尺位、葉大サ四五寸計、花実難知。形如図。

但、右之通花実難知と註書ニ相整差登候。御蔵元御葉園ニ有之ハルタマニツホミ付居候得共、花開キ不申ニ
付、花実の程不相知故、先ハ右之通花実難知と申登候。然処ニ、十月比ちツボミ付キ翌年之正月比ち花開キ、
難図細子ヲ結ヒ候は、此已後花実之儀申来候時は、此趣を以沙汰之事。但、扣図ニ花実之趣相記シ有之候
事。(VIII七三P)

秋頃までの「御葉園」での観察によつて註書に「花実難知」と書いた。所が、観察を続けていると翌年正月には開
花、結実があつたという。

所で、この元文三年正月の記録が存在することで、『註書扣』の成立が表紙に記された元文二年一〇月二八日ではあ
りえないことになる。また、記事の最後、「但、扣図ニ花実之趣相記シ有之候事」に見える「扣図」とは、元文三年五月
以降に成つた前出『長門産物之内江戸被差登候地下図正扣』のことで、実際に符合する記事が存する。絵図とは別に

「御葉園／春玉図」を掲げた箇所にも、

午ノ正月廿二日記之

此ハルタマ、十月比方ツボミ付キ、翌年正月比如是花咲。図スルニ不足細子ラムスブ。向後江戸ハ花実趣申来候時々、此趣を以沙汰之事。(X七、P)

と同内容の観察結果が載っている。これらによつて、現存『註書扣』の成立は元文三年五月以降と確定するのである。

産物帳の追加 完成した産物帳本帳四冊と絵図註書帳二冊は、児玉市之助から岡部市郎左衛門宛書状によれば、同年閏一月二六日に無事正伯へ届けられている。しかし、正伯がそれで満足したわけではなかった。図註の要求に対して註書だけのものや、「難取品」が欠けていたからである。丸点の産物は今後何年を要しても、必ず絵図を差し出すことが求められた。同時に、以前に丸点、三角点を付けた本帳も提出せよといっている。国元に残したと聞いた正伯は、清書本は当面の必要から仮に受け取るが、早急に先の本帳下書きを取り寄せることを命じた。(この経緯によつて、一月二八日に送った④⑧「内見物本書」が内見から返された本帳下書きではなく、写し直されたものと分かる。) 児玉はついでに、江戸名が分かり図註に及ばずとされた周防の「クロハキ、ダス、エビ虫、烏蛇」の図註(エビ虫は註書のみ)を別冊に仕立てた⑨「図註四枚」を正伯に見せている。国元では江戸と同物かどうかに確信がなく、「内證絵図」として作成しておいたものである。正伯は行き届いた配慮に喜び、「周防産物絵形」へ加えることを薦めている。⁽⁶⁾

同じ二六日に、江戸家老も萩へ書状を送り、中で見逃せないことを述べている。

右産物書物、爰元え被差登候通ニ仕立、御前え一通り差上候様ニと被仰付候間、早々其御沙汰被成、出来次第被差登候様ニと存候。大部物ニ御坐候得ハ、御在府中出来不仕候ハ、来御帰国之上、被差上候様ニ沙汰可被仰付候。

(VII二〇、P)

藩主の御覧に入れる副本を一揃い作れとの命令である。だとすると、現在残る②⑥絵図註書帳の他に、この命によつて作成された清書本がもう一種存在したわけである。

この二通の書状に対する返書は、翌元文三年正月十二日に萩から送られ、それらは『産物ニ付江戸へ付出案』（集成VIII）に収められている。原題を「江戸被差登候御付出之案書并追加図註次ニ御添状等一卷」といい、家老の添状と岡部市郎左衛門から児玉市之助へ宛てた書状、産物改役作成の案書「江戸被差登候案書え書添相成候題書之扣」、および「長門周防産物之内図註追加」から成る。

まず、本帳下書きを江戸へ送り返すに当たり、次のような注意がなされている。

此案書、前廉丹羽正伯様御内見入、御添削を請も、好之通清書相調、先頃差出置候。右之案書被差下候上、猶又念を入相改、一ツ書之直り字、又は其種を除キ一ツ書ニ仕、或ハ方言之増減杯も少々御座候分ハ、清書え其分相整申候。最此案書えは直り之品為御覽、勿紙え朱書ニ整置候事。（VIII六九P）

先に江戸へ送った「内見物本書」は、実際の下書きとは異なっており、その後の検討による訂正を加えているから、今回送る下書き原本の該当箇所にもその旨の付箋を朱書で加えたというのである。所が、「其分ハ正伯老御不審有之、図註可被相好程難計候故」、つまり訂正部分に正伯の新たな図註要求が出るのに備え、予め図註を別冊にして送っている。その註書控えが最後の「図註追加」で、長門分二種、周防分一三種の計一三種が載っている。⁶⁴

長門分 タノモバナ（図註） 海カメ（註のみ）

周防分 サワキ、ヤウ、紫ノトラノヲ、山フキ、アカニシ、ツカニ、カイツブリ、クマバチ（以上、図註）

アゼスイ、アラヤンマ、牛蝨^{フツヒ}、サカリクモ（以上、註のみ）

しかし、これらの註書は实地観察とは無関係に作られ、事実、

右之註書ハ三才図^{ヘイマ}、大和本草、救荒本草等ニ有之註書ヲ交合仕、相調清書被差登候。被差急候故、地下もの註書差出候上、其文を以相調候時は隙取候ニ付、右之通相調候事。（VIII六九P）

と認めているように、参考書の記述から作文したものである。一月足らずの期間では無理もないが、稀にこうした便法も採用されていたのである。

清書本の提出で萩藩の産物帳編纂事業が完了したとはいえないことが、以上から明らかである。実際、その後も産萩藩における産物帳の編纂過程

物改役を中心とした各宰判は、正伯が要求した図註の補充作業に従いながら、その他の資料を編集していたのである。産物帳提出以後、産物改役としての仁保玄珠と烏田智庵の任期は、田中助一氏によれば元文五年五月晦日までである。⁶⁶ 清書本提出から二年半の間、彼らはどのような事業に携わっていたのであろうか。

既述のように、地下の産物名寄帳で元文元年に編集されたものは一部も残っていない。現存する五宰判のものとの識語による成立時期は次の通りである。

舟木産物名寄帳（元文三年九月）

先大津郡産物名寄帳（元文四年二月）

玖珂熊毛郡産物名寄帳（元文四年三月）

前大津郡地下産物名寄帳（元文四年十月）

浜崎産物名寄（元文四年十二月）

一年余りの幅があるが、いずれも産物帳完成以後のもので、萩藩ではこうした独自の事業を継続していた。独自というのは、これらの分類内配列がイロハ順であり、正伯がその種の資料を要求した証拠がないからである。この配列では産物の有無を検索するには便利であっても、近縁種が名称（の第一仮名）によって隔てられ、産物帳の目的である産物一覧としてはほとんど無意味になる。類縁配列（または連想配列）による名寄帳が予め存在する場合には始めて索引として役立つに過ぎない。その証拠に、例えば『舟木産物名寄帳』の識語に、

右之通、前廉付出仕候へ共、座違之品、或種類之書入等無御座ニ付、廉々御改被成、猶又地下詮儀仕、前書之通相定所、相違無御座ニ付、調替差出申候。向後此辻を以被成御沙汰、可被遣候。（X三三p）

とあり、各宰判には「前廉付出」があったことが分かる。元文元年に出された報告を指すのであろう。それを類別の変更（座違之品）や新たな補入（種類之書入）がないまま、配列をイロハ順に変更（調替）したと述べている。しかし、実際には元年の報告と同内容ではなく、本帳清書本に採用された産物を選んで編集したものである。長門の各産物名寄帳を長門産物名寄と較べると、浜崎27、前大津40、先大津16、舟木48という数の産物名が後者に見出せない。これらは長門産物名寄に基づいた下書きになく、清書本で増補された産物名であるために、各産物名寄帳の独自項目になっ

たと考えられる。⁽⁶⁾

同じ時期に、地下は別の編集作業を並行して行っていた。産物名寄帳とは逆に、元文元年に報告した産物から本帳清書本に記載されなかったものを抽出し、イロハ順の一覧を作ることである。「産物名寄之内余り物帳」と名付けられた次の宰判のものが残っている。

小郡 (元文三年九月) 先大津郡 (同年九月) 舟木 (元文四年二月) 玖珂熊毛郡 (同年三月)

山口 (同年五月) 前大津郡 (同年十月) 山代 (同年六月) 浜崎 (同年十二月)

三田尻 (年記不明)

成立時期に幅がある点は産物名寄帳と同じで、舟木宰判では名寄帳が先立ち、先大津郡では余り物帳の方が早く出てくる。識語には、

右前書之通御座候間、御沙汰被成可被遣候 以上 (浜崎)

とあるだけで編集目的などは分からない。ただ、本帳に漏れた産物一覧といえ、名寄帳が残っていない小郡、山口、山代、三田尻の各宰判では、この余り物帳が貴重な資料となる。名寄帳が残る宰判では、この余り物帳の産物を加えたものが、本来の報告内容ということになるのであろう。

支藩においても類似の資料が作成されている。徳山藩には『徳山御領産物御附出字違類違之分』(前出)がある。『周防国徳濃郡徳山領産物附立』の本文を写し、朱筆で本帳の変更内容を書き込んでいる。漢字表記の変更(例、筆頭菜↘土筆、躑躅↘杜鵑花、狗↘犬)、仮名から漢字へ(例、あんず↘杏、もず↘鴨)、平仮名から片仮名への変更などが大部分を占め、付属見出しを独立させたり、その逆の例も見えるから、清書本の編集方針を探る資料になりうる。作成者や成立時期は不明であるが、清書本と比較した結果を記したものと思われる。

岩国藩には詳細を極める『岩国御領産物御附出と江戸御付出字違之分書抜(上、下)』がある他、『周防岩国御領産物御附出之内類違之分書抜』『周防岩国御領産物御附出之内穀類字違』(以上、集成IX)が残っている。いずれも「岩国御付出」と「江戸御付出」の該当本文を対照して書抜いたもので、岩国藩の報告がどのように清書本に取り込まれたか

を知る上で恰好の材料を提供する。岩国が総称や代表種名の下に各種を掲げようとするのに対して、清書本では総称を省き、細かく見出しを立てようとするといった、分類方針の相違を見る上でも有効である。さらには、

一 キリハライ

右従岩国如是御附出相成候得共、最初御付出はキクハライと御付出相成候。此度之清書^ニ、左之通御付出相成候。

一 キリハライ

右如斯御付出相成候。

(IX七七p)

の例に見える「最初御付出」は、「初手江戸^エ之御付出」「初手御付出」また単に「初手」ともあり、元文元年の本帳下書きを意味するらしく、周防産物名寄には確かに「キクハラヒ」と誤った語形を載せている。『字違之分書抜』に見える類例一五〇項目のうち一三〇項目が周防産物名寄に一致する。⁽⁸⁾二〇項目の不一致は、変更部分を含む二次的な下書きを周防産物名寄が元にしたからであろう。⁽⁹⁾これほど綿密な書抜きを作ったのが岩国藩なのかどうかは問題であるが、今はそう考えておく。徳山藩のものと併せて「江戸御付出」を集成すれば、清書本「周防国産物帳」の相当部分を再現できる可能性がある。⁽⁷⁾

産物改役らも、藩主の御覧に供する副本作成に従事し、絵図の残りを完成させるべく努力していたと思われるが、詳細は不明である。それとは別に、前述『長門産物之内江戸被差登候地下図正扣 全』の編集がこの頃行われているから、再び取り上げておく。

この控えの編集目的は長い前書きの最後に見える。

此扣図、諸郡方現物差出、其生写、或現物有之時節^{ニテ}無之品は絵形を以差出、写も有之。又^ハ地下人演況を以、此扣図相整候。然は右之通、其時々地下^方之趣を以、扣図相整置候段^ハ、眼前之事^ニ候得共、自今以後現物等、又御用^{ニテ}差出候節^ハ、最初差出候品とは自然取違へ、令混乱可被差出程も無覚束候。尤、地下絵形を以差出たる品は、後年迎も無相違儀^ニ候得共、前書之通、現物演況之品、以後相違之廉可有之段難計^ニ付、地下産物方役人、又^ハ地下

人^え此扣図披見仕候て、見分之上、其品相違無之段、其図々々^え印判突置^セ候事。(X六五p)

慎重な配慮を窺うことができる。絵図は、「此絵形切張附置候段、如何敷候得共、又々ケ様^ニ相整候時は隙取候故、如斯相認候事。」(X六四p)と釈明しながら、前年の原図を貼り込んでいる。一部に周防(岩国も)の絵図を用いながら、長門国絵図註書帳と同じ順に並べた基礎資料である。成立時期は産物方の署名に例外なく「元文三年(午)五月」とあるから、それ以降のものである。

取められた一二〇図ほどの絵図類は、原則として現物の写生(生写)により、⁷⁾ 宰判の絵図の採用は少ない。岩国の七図を別にすると、「右先大津地下図を以調之」と地下絵図だけに基づくものが一〇図、「右当嶋実葉生写/花ハ美祢郡地下図を以調之」などと写生に「地下図」の一部を利用したものが六図ある。提出元は美祢が六図、前大津、吉田が各三図、舟木が二図、先大津、三田尻が各一図で、萩から隔たった地域が主であり、逆に、写生の大部分は萩周辺の当嶋宰判に属する。口頭説明(演況)によるのは「右当嶋/花ハ演況^{ニテ}調/実、生写」(モチカツラ)に限られる。絵図の確認は多くの場合複数で行われ、「ノケダ虫」のように長門国内の八宰判すべてが連署している例さえある。産物の重出状況が一見して明らかかな資料である。細かく見れば、色々と興味深い資料であるだけでなく、他に関係資料が一切残っていない奥阿武、当嶋、美祢、吉田の各宰判については、この間接的記事が唯一の記録となつている。

これと重なる内容を含む『周防長門産物江戸被差登候註書扣』もこの時期の成立であるが、前に述べたから繰り返さない。両資料を通じて強調しておきたいのは、記事に今後の「御用」に備える旨の表現が繰り返されることである。江戸の正伯から追加の尋ねがあることを、萩藩ではよほど現実的に感じていたようである。この仮想の事態に備えるために、清書本完成の後も、直接には産物帳と関係がない補充資料を、二年以上の間作成していたことになるが、果してそれだけの理由であつたのかどうかは分からない。

産物帳編纂事業の終了 浜崎宰判の余り物帳提出が元文四年一二月であり、これより遅れた宰判があつたかも知れない。ともあれ、元文五年五月末をもって萩藩の産物帳編纂事業は完了した。その最後に産物改役が任を終えるに当

たつて書かれた報告書が、国元に控えとして残された産物帳関係資料の目録である。その「産物御控帳目録」が長門分（集成X）と周防分（集成IX）それぞれに残っているから、次に掲げてまとめしておく。（上下に対照させ、記号は私に付した。）

長門産物御控帳目録

長門分産物御附出控

并記録付立

- A 一江戸御附出目録控 貳冊
- B 一同 御附出絵形控 壹冊

但右之二廉 御前^エも
差出候事

- C 一初手御附出正伯老好有之

被差返候分

- D 一以呂波寄^セ郡々印判入根帳 貳冊
- E 一地下生写絵形 壹冊
- F 一従郡々附出 八冊
- G 一同 余り物帳 八冊
- H 一同 註書繼立 壹冊
- I 一同 催相註書繼立 壹冊
- J 一長府御領御附出 壹冊
- K 一同 字違類違之分 壹冊
- L 一同 此御方^エ御預^ニ付添削 壹冊

周防産物御控帳目録

周防分産物御附出控

并記録付立

- a 一江戸御附出目録控 貳冊
- b 一同 御附出絵形控 壹冊

但右之二廉 御前^エも
指出候事

- c 一同 初手御附出正伯老好有之

被差返候分

- d 一以呂波寄^セ郡々印判入根帳 貳冊
- e 一地下生写絵形 壹冊
- f 一従郡々附出 九冊
- g 一同 餘り物帳 九冊
- h 一同 註書繼立 壹冊
- i 一同 催相註書繼立 壹冊
- j 一産物仕調様正伯老好有之 壹冊
- k 一徳山御領御附出 壹冊

案書

相成江戸御付出控 壹冊

M 一 清末御領御付出 壹冊

N 一同 字違類違之分 壹冊

O 一同 此御方へ御預ニ付添削

相成江戸御付出控 壹冊

P 一 郡請無之品付立 壹冊

以上

外ニ

Q 江戸取遣之書簡沓袋

郡印相文

当嶋／浜崎／奥阿武郡／美祢郡／

前大津／先大津／吉田／船木／

長府／清末

本稿で用いた資料を整理する意味で簡単に説明を加える。

A、a は失われた産物帳本帳の清書本の控えであろう。B、b は今日残る「絵形」であろう。C、c は内見に出した下書きで、正伯が照合を終えて約束通り返却してきたのであろう。D、d は不明。イロハ順名寄帳を国別に集成したもののようであるが、二冊では少ない気もする。Eが長門の『地下凶扣』を指すとすれば、周防にも同様の絵図帳eがあつたことになる。そういえば、『地下凶扣』にその存在を示唆する記事がある。「チナイ」の記事は前に引いたが、その直後に

但、此絵形ハ周防分故、周防分之扣^エ閉添可有之候得共、同物之品清書絵形都て長門一方之絵形添被差登^{ニテ}、扣^エも此方^エ閉添有之事 (X六六p)

秋藩における産物帳の編纂過程

1 一 岩国御領御付出 一卷 壹文箱

但入日記有之

m 一 郡請無之品付立 壹冊

郡印相文

山口／小郡／三田尻／都濃郡／

徳地／熊毛／山代／上／関／

大嶋／岩国／徳山

という記事が見え、この「周防分之扣」が e に当たるかと思われる。F、f は元文元年の名寄帳ではなく、現存するイロハ順名寄帳のことであろう。余り物帳の G、g も同様である。H、h および I、i は宰判から出された註書を集めたものと思われるが、現存しないからよく分からない。こゝまでが防長両国に共通する。

長門の J、M は本稿でも紹介した長府藩と清末藩の報告書である。K、N は失われたが、岩国や徳山と同様に類似資料があつたわけである。これが目録に載っているのは、萩の産物改方が作成したことを意味するのであろうか。L、O は現存せず、どのような内容かよく分からない。P は現存する『周防長門産物相互郡請無之分付立』(集成Ⅷ)のこゝと思われる。原題は「長門分産物御附出之内長門郡請無之周防郡請有之分書抜并長門郡請無之分付立」(集成Ⅷ)のこゝと「長門分産物御附出之内長門郡請無之周防郡請有之分書抜」と「長門分産物之内郡請無之分書抜」の二部から成る。内容はまだよく検討していないが、長門と周防の出入りを比較した覚書のようなものである。「都鳥」の注記に「但、右都鳥、周防小郡に註申出候。委細、印判帳ニ註書有之」(Ⅷ九四P)と見え、「印判帳」すなわち『地下函扣』(X九三P)に事実その記事(稀で捕獲が困難なため、註書で代える旨の小郡の報告)があるから、元文三年五月より後のものである。Q は「丹羽正伯一件」(前出)「産物事」付江戸へ付出案」(同)など関係書状を集めたものか。末尾の宰判名と郡名、支藩名は調査単位ごとに印判が載っている。

周防の J は、正伯が最初に提示した産物帳の書式、あるいは絵図註書帳の書式ではないだろうか。k、l は現存する報告書である。岩国だけが「一卷 壹文箱」と別になっている意味、および「但入日記有之」はよく分からない。長門に L、N が載っているにもかかわらず、現存する岩国、徳山の「字違類」が見えないのはなぜであろうか。m は長門の P に相当するものであろうが、残っていない。

元文二年十月の産物帳提出から元文五年五月末までの間、このように事業を継続していた理由はよく分からない。萩藩において産物調査の重要性への認識が生じて、折角の機会に可能な限り完全な調査を遂げておきたいとの思惑があつたかも知れない。しかしながら、その辺の事情を考える資料が手許にない。

以上で、萩藩における産物帳の編纂過程を一通り概観したことになる。本帳に比して絵図註書帳の作成に多大の努

力が注がれた点に、この事業の特長を認めることができよう。その過程で、本帳に記載された産物に関して知識が深まったこともあつたかも知れない。

筆者が目的とする一八世紀前半頃の方言語彙資料として見た場合、このように複雑な過程を経て作成された産物帳関係資料をどのように扱うのが最も適切かは常に考慮せざるをえない。岡山藩や福岡藩のように整った本帳、絵図註書帳が現存し、各分野の専門家による注釈を備えた複製本がある場合でも同じで、基礎資料から完成までの間には種々の問題が存したと思われる。本稿には、産物帳記事の安易な利用を自戒する意味も含まれている。

最後に、資料の閲覧と複写に便宜を与えられた山口県文書館に謝意を表しておきたい。

注

- 1 『防長本草学及生物学史』（マツノ書店、昭和三年）『防長本草学及生物学・農学年表』（同、昭和五年）なお、一々の箇所に日野氏の名前を掲げてはいない。
- 2 上野益三『明治前日本生物学史 第一巻 新訂版』（日本学士院編、一九〇年）、同『薩摩博物学史』（島津出版、昭和五年）、安田健『江戸諸国産物帳 一丹羽正伯の人と仕事』（晶文社、一九七一年）、同『享保時代の『産物帳』を求めて』（科学朝日、一九六九年九月号）など。翻刻に『筑前国産物帳 上中下』（同、産物絵図帳）（西日本新聞社、昭和五年）と『備前国備中国之内領内産物帳』『同、産物絵図帳 上下』（岡山県郷土文化財団、昭和三年）がある。なお、筑前の絵図帳には『筑前国産物並絵図取調等覚書』という関連文書を集めた附録があつて有益である。
- 3 拙稿『周防産物名寄』の成立（島大国文、一九九〇）、同『周防産物名寄』の方言語彙（島根大学法文学部紀要文学科編、第二四号—一）
- 4 『御触書寛保集成』（岩波書店、昭和九年）。筑前福岡藩（注2附録文書）や薩摩藩の記録（鹿児島県史料『旧記雑録 追録四』巻七、No.三三三文書）にも同文が書き留められている。
- 5 注2の附録文書、三月廿四日大御目付衆方御廻状^ヲ以^テ云々。
- 6 注2の附録文書、「去寅三月廿八日大御目付様方被仰渡候御廻状^ヲ写^ス」。
- 7 谷口澄夫『備前国備中国之内領内産物帳』『同絵図帳』解題（『集成』第八卷所収）、また同氏の注2の岡山藩復刻本の「解題」を参照。

- 8 福岡藩は注2附録文書、「丹羽正伯老被相招候付四月三日御留守居花房伊右衛門罷越候処」。薩摩藩は『旧記雑録追録四』巻七八、No.七一八〜七二〇文書による。
- 9 福岡藩の注2附録文書参照。
- 10 福岡藩の注2附録文書、薩摩藩は『旧記雑録追録四』巻七八No.七二二文書に写しがある。
- 11 岡山藩土は珍品だけの報告を上申したが、正伯はあくまで全産物の調査を求めている。注7の「解題」参照。薩摩藩からは琉球国も調査するのかと尋ねている。正伯は「乍御領国外国之儀候間、琉国之産物者可相除旨」を答えている。注8の文書参照。
- 12 福岡藩の注2附録文書参照。
- 13 例えば『丹羽正伯一件』（集成Ⅷ）には、江戸から岡部だけに宛てた書状（元文二年閏一月付）が残っている。日野氏が、岡部の後任として烏田智庵と仁保玄珠が任命されたかのように述べられたのは適当でない。
- 14 国立国会図書館蔵『両国本草』（登錄名 197—250）による。これには「元文三年戊午秋八月日写之」の書写識語がある。
- 15 注9の書式の最後に「右之内^ニ献上有之物分、別段^ニ相記可申事」という指示がある。なお、注24を参照のこと。
- 16 注2の安田健『江戸諸国産物帳』（三〇p以下）によると、下野国宇都宮領では調査趣旨の不徹底のために再調査を実施する事態となっている。
- 17 拙稿『長門産物名寄』の成立¹島大國文、二〇号
- 18 『集成』には乱丁がある。木類の一九〇頁から一九三頁までの四頁は、正しくは草類の一〇九頁の後に位置しなければならぬ。
- 19 『集成』巻IX巻の解説では、烏田智庵の手になるものと推定されている。ただ、理由は示されていない。
- 20 注2の拙稿『周防産物名寄』の成立²参照。
- 21 井上因碩は基方家元の井上家当主で、享保一九年に六世を襲った伊藤春碩のことであろう。丹羽正伯の許へ親しく出入りしていたことが覚書に記されている。
- 22 薩摩藩記録にも正伯の代理として「弟丹羽正因」が見える。福岡藩の記録では「弟子正印」が代理を務めたとあり、完成時に正伯と並んで金子が届けられている。同一人物のようだが、松島博「本草学者丹羽正伯の研究」（三重県立大学研究年報第VI巻I号、昭和翌年三月）に掲げられた系図に「正因」の明記がなく、確証はない。
- 24 注15参照。
- 25 『丹羽正伯一件』（前出）の元文二年二月一日付家老書状に「十日産物之式冊^并御献上之産物付、市之助致持参候

丸」(Ⅷ二七p)とあり、産物帳とは別になつていたことが分かる。

25 原文は「此間被差出候貳冊、御調被成様かたかなニテ克御座候。脇々様者平かなニテ被差出候。爰許ニテ亦調替候故、かたかな御尤之儀宣御座候由被申候」(Ⅷ二〇四p)である。

26 残りの三条は、硯石、砥石、蜜蜂を差し出す件で、後々まで萩藩を大いに悩ませた要求であるが、産物帳とは直接関係がないから言及しない。

27 管見の範囲では、「隱岐国産物絵図註書」(集成Ⅶ)に本文の中に註書を書き入れた例がある。また、金沢藩の「郡別産物帳」(集成Ⅰ)は大部分の産物に略注を施しているが、所謂註書かどうか判断が難しい。しかし、萩藩は結局この指示には従わなかったことになる。

28 岡山藩には蛇類の一種「山しば」に耳を描き、次の註書を添えた例がある。
大クチナワニテ、三四間許ナルモアリ。山中ニアリ。大キナルニハ耳アリ。大キナルハ常ニミヘズ、山中タマ〜見之。(集成Ⅶ二三p、カラー口絵八p)

伝聞に基づけば、こうした結果になることも避けられない。

29 『丹羽正伯一件』(前出)の最後に、「丹羽正因老堀部因察迄相渡差越候絵形之案壹枚」として草類「ネイハ」の図註の模写が収められている(Ⅷ二二二〜二二三p)。どの領内の絵図かは未詳。

30 『越前国福井領産物』(集成Ⅰ)は残っているが、絵図註書帳は不明である。
注24の書状で、萩藩の家老が「此内絵図ニ被仰付候ハテハ、殊外分りかたき物多、(略)願ハ何とそ図物少ク有之候へかしと被思召問」(Ⅷ二二四p)と書くように、多数の絵図作成は大いに迷惑に思われていた。内見に先立つ「音物」

も、「細川殿」から教えられた工作で、絵図をできるだけ少なくとの趣であった。

32 山口県文書館毛利家文庫に『周防国産物帳面之内丸点書抜』(産業6)と『長門国産物帳面之内丸点書抜』(産業7)が残っている。

33 薩摩藩では同じ努力をした所、「合星之内過半相減候」という好結果であった。しかし、これは特別な例と思われ

る。「旧記雑録追録四」巻八一、No九八四文書
34 『集成』には乱丁がある。草類の一〇六七頁は、魚類の一〇七二頁の後に入るべき記事である。

35 国別の類別内訳は左記の通り。括弧内は△印で註書を求められた内数。
周防国 菌類3(3) 木類10 草類14 魚類26 介甲類13 鳥類9 虫類15 蛇類6(1) 瓜類2 竹類1 石玉類1(1)

長門国 穀類2(2) 菌類2 木類34 草類37 魚類25 貝類14 甲類2 鳥類9 獸類2 虫類10 竹類1(1)
内訳は次の通り。

- 菜類 2 草類 12 木類 17 菌類 4 虫類 43 蛇類 7 介類 26 魚類 42 鳥類 18 獸類 3 石類 1
 37 内訳は、木類 11 種、菜・草類 11 種、貝類 1 種、虫類 1 種の計 24 種である。
 38 注 3 の拙稿「『周防産物名寄』の成立」参照。
 39 彼の記事の中にも同様の例がある。「水蠶」には、
 右之通被差登候事。(九三 p)
 「御当職処ニテ御相談之上」とあるから、誰か一人で決定された方針ではない。但し、周防の「水蠶」と長門の「蠅」を、大小が違うだけの同物との決定には、長門の担当者は従わず、岩国図とは別に当嶋幸判の図を掲げ、「註書扣」に見えない「蠅」水中ニ生ス。形蠶ニ似テ扁ク、トンホウニ化ス(『長門国産物之内絵形』VIII(六 p))を加えている。トンボ云々はともかく、絵図から岩国はミスカマキリ、長門はタイコウチと推定されるから、注 3 の拙稿「『周防産物名寄』の方言語彙」でアメンボに比したのは適切ではなかった。
 40 注 2 の『防長本草学及生物学史』三七 p 参照。
 41 注 3 の拙稿「『周防産物名寄』の成立」参照。
 42 「烏田智庵と其医系」(中外医事新報、二三六号、昭和五年)
 43 島田勇雄「長防産物名寄における魚類」近世文芸史稿、一三三号
 44 但し、前年に江戸へ出した下書きそのままではない。内見での指示に従って、長門の最後に「防長両国産物之内献上之品」が書き加えられているから、その後の変更を含むものである。後述する所を参照のこと。
 45 長門と周防を包括的に呼ぶ場合は「防長」が普通で、当時の用例もすべてそうである(前注参照)。「長門国産物名寄」が前半にあることから「長防」と題したとすれば、当地の習慣に疎い後人の命名かも知れず、『両国本草』が穩当という考えもあるろう。
- 46 注 3 の拙稿「『周防産物名寄』の成立」参照。
 47 山口幸判のものは山口県文書館、県庁伝来旧藩記録(産業六五)に収められている。
 48 注 3 の拙稿「『周防産物名寄』の成立」四〇 p
 49 拙稿「『長門産物名寄』の成立」島大國文、二〇〇号
 50 前大津郡の「産物名寄帳」は県庁伝来旧藩記録(経済六三)にある。冒頭から穀類、菜類、瓜類および菌類の一部が失われており、虫損が甚だしい箇所がある。
- 51 注 43 の論文で、島田勇雄氏は長門と周防の担当者が別人ではないかと疑い、それぞれ烏田智庵と仁保玄珠と推定さ

れた。少なくとも魚類については、別個の方針で整理・編集された形跡があるからである。

52 注9の書式を参照。

53 岩国の報告書は穀類を後に置いているが、その模倣にしては他の配列が相違する。

54 登録番号、特1—283。片面一二行の境界入り用紙二三枚の写本で（日野氏が「自序、凡例、本文と合せて二十一」）とするのは誤り、「両国本草名寄 凡例、智庵の「両国本草自序」、そして「両国産物名寄」本文二一枚から成っている。末尾に「明治三十年十二月三十日／芝区赤羽橋畔一書肆ニテ購求ス」と識語があり、「白井」の印が見えるところから、旧蔵者白井光太郎氏が記されたものである。

55 注1「防長本草学及生物学史」参照。

56 「長防産物名寄」で不詳と注記された「金燈草」に「章按」として詳注がある。また、例えば「コマツナギ」に「大坂ニテ云ハ龍牙草也」と大坂方言を記しているから、近畿在住者による編集の可能性がある。烏田智庵の本草学の師松岡恕庵は、字を成章というが、関係があるかどうか不明である。

57 別に「丹羽正伯一件」所収No.3書状（Ⅷ二四〇〜二四九P）にも写しがある。

58 福岡藩は一二月になっても提出しなかったために、正伯から「若不残相揃清書済候迄も不被指出候テハ、其段御届不仕候テハ難成候」と脅されている。注2の附録文書参照。

59 産物調査の公式目的である『庶物類纂』後編の完成が元文三年五月であるから、それを利用して無理な要求を行ったものと推測する。

60 「丹羽正伯一件」所収No.7書状（Ⅷ二五五〜二五六P）

61 「註書扣」の各条に詳しい記事がある。図註の作成は確かに迷惑な企てであったに違いないが、不要とされた絵図まで用意する姿勢は高く評価される。「内見之覚」と「註書扣」によれば、他に「内證」註書を二つ（舟虫、アシタカ）作っていた。「本字フナ虫ハ図註好ニテも無御座候得共、別種之分リ為御見合、先註計差登候」（Ⅷ三〇三P）と正伯の判断に不審を差し挟んであるためか、この時は出されなかったようである。これらの産物はすべて周防に属し、『註書扣』では内證云々がなく周防の最後に纏められている。

62 「丹羽正伯一件」所収No.10書状

63 これにより二種の異なる下書きのあったことが確実になる。「周防産物名寄」は書き換えを含む新しい下書きに基づいたと思われる。

64 書状にいう通りであれば、この一三例は元文元年の本帳下書きに載っていなかったか、見出しではなかったことになる。長門「タノモバナ」周防「紫ノトラノヲ」を除く一一例は『長防産物名寄』に何らかの形で記載がある。「海カ

メ、サワキ、ヤウ、山フキ、ツカニ、カイツブリ」は見出しまたは一種名として載るが、「アカニシ、クマバチ、アゼスイ、アラヤンマ、牛蝨、サカリクモ」はそれぞれ「蝶、蜂、ツチハチ、蜻蛉、壁虱、蜘蛛」の異名である。所が、他資料に清書本では見出しとなっていた証拠があるから、江戸へ送った下書きは清書本に極めて近く、「長防産物名寄」が依拠した下書きとも異なっていたようである。

65 これらが『岩国御領産物御問合之覚』（前出）の引用書と同じであるのは、産物改役の利用できた参考書がこの範囲にとどまる証拠となるか。

注42に同じ。

注49の拙稿参照。

66 注3の拙稿「『周防産物名寄』の成立」参照。

67 注3参照。

70 注3の拙稿「『周防産物名寄』の方言語彙」の中で、トンボ類とダニ類の記事について一部を試みている。

71 山口県文書館の毛利家文庫目録の本書の条には、「絵図は吉山常房の描いたもの（田中助一氏調査）」と書き込みがあるが、未確認である。

補注1 金沢市立図書館加越能文庫所蔵『享元塵餘志』一八冊は、加賀前田藩の産物帳関係資料を集めたものであるが、その第二冊に、享保一九年閏三月七日から二七日までの間に正伯が集めた大名が記されている。それによると、萩藩主「松平（毛利）大膳大輔」は二日に、津和野藩ほか一四藩と共に招かれたらしい。

補注2 桂芳樹校訂『改訂柳井種痘日記・周防岩国産物目録』（昭和五四年、岩国徴古館）によると、毛利家文庫に現存する岩国報告書には、草類の一部（IX巻三三Pのドクダミ以前の数）に脱落があると認められる。

補注3 徳山市立図書館双書第七集『周防国都濃郡徳山領産物附立』（昭和三五年）には、徳山毛利元靖氏所蔵の徳山産物帳が毛利家文庫本と共に翻刻されている。補注2と共に、迫野虔徳氏の御教示による。